

小平市第四期地域保健福祉計画 【中間見直し版】

令和5（2023）年度～8（2026）年度

—概要版—

だれもが担い手、お互いに支えあいながら、
安心して暮らせる地域共生社会をめざして



令和5（2023）年3月

小 平 市

計画見直しの背景

詳細▶本編 P1

令和3（2021）年4月に改正社会福祉法が施行され、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされたことを受けて、本市でも各施策の取組の検討を行っていく方向性を盛り込むこととします。

中間見直しでは、平成28（2016）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布・施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう示されたことを受け、「小平市成年後見制度利用促進計画」の内容を包含します。

計画の位置付け

詳細▶本編 P4

- 「地域保健福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて作成されるものであり、本市のまちづくりの基本方針である「小平市第四次長期総合計画基本構想」で掲げる将来像、「つながり、共に創るまち こだいら」を実現するための施策を具体化・推進するものです。
- 「小平市地域包括ケア推進計画」、「小平市障がい者福祉計画」、「小平市子ども・子育て支援事業計画」、「こだいら健康増進プラン」などの個別計画と整合性を図り、「地域」という分野を横断した視点に基づき、各分野に共通して取り組むべき事項について、総合的に推進します。
- 小平市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」は、本計画の方向性を踏まえながら、住民や関係団体・機関、事業者、社会福祉協議会等が主体となり、小平市における地域福祉活動のさらなる推進と、身近な生活課題の解決に向けた活動の方向性を示し、誰もが住みやすいまちづくりをするための計画として策定しています。本計画は、「地域福祉活動計画」と相互に連携・協働を図ります。
- 計画策定から5年が経過し、計画策定後の法改正や社会状況変化を踏まえ、計画の後半期間（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）に新たにに取り組む事項を追加した、**中間見直し版を策定しました。**
- 本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用する必要があるため、今回の見直しに伴い、本計画の中に、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「小平市成年後見制度利用促進計画」を盛り込みます。

計画の期間

詳細▶本編 P5

- 本計画の期間は、平成30（2018）年度から令和8（2026）年度までの9年間としており、中間見直し版は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までとします。

地域共生社会の実現と 改正社会福祉法への対応に関する推進

詳細▶本編 P16~20

地域共生社会 とは

障がいのある方や子ども、高齢者等の特定の人ではなく、地域を構成するすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向け、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められ、行政や特定の団体・企業・個人等のみが行うものではなく、全ての住民が主体となって、一人ひとりの参画のもとに、社会的孤立や社会的排除をなくし、お互いが支えあっていく必要があります。

取組 1 : コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の活動について

CSW とは

生活する上での悩みや不安、相談事を一緒に考えて、解決に向けた支援を行う、地域の身近な相談員です。個別の相談から地域の課題を見つけ、地域の方や関係機関と一緒に考えながら、社会資源を活用・発掘し、解決に向けて支援する役割なども担っています。

小平市で活躍している
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

小平市では、令和3（2021）年4月からCSWを市内全域、地域包括支援センターの圏域ごとに1名配置し、「生活全般にわたる包括的」な支援を実施しています。



取組 2 : 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業 とは

地域共生社会の実現に向けた取組をより一層促進するための具体的な手法となっています。既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、継続的に関わり続ける伴走型支援を行う等の支援体制を整え、

「属性を問わない相談支援」 「参加支援」 「地域づくりに向けた支援」

を一体的に実施するものです。

本市においても、高齢化に伴った問題や、多様で複雑な生活課題、制度の狭間にある課題に対応していくため、重層的な支援体制整備事業の推進が求められています。

【重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要】

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があります。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難である。

▼属性を超えた相談窓口の設置が求められるが、事務負担が大きい。

⇒このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要となっています。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

I 相談支援、 II 参加支援、 III 地域づくりに向けた支援 を一体的に実施する事業の創設が求められます。

【重層的支援体制整備事業の全体像】

三本の柱

I 相談支援

【属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める】

II 参加支援

【社会とのつながりを作るための支援を行う】

III 地域づくりに向けた支援

【世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する】

それに加えて

○積極的な働きかけを通じた継続的支援事業

【支援が届いていない人に支援を届ける】

○多機関協働事業

【市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する】

既存の相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の取組を活かし、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指す事業です。

成年後見制度等の権利擁護の推進

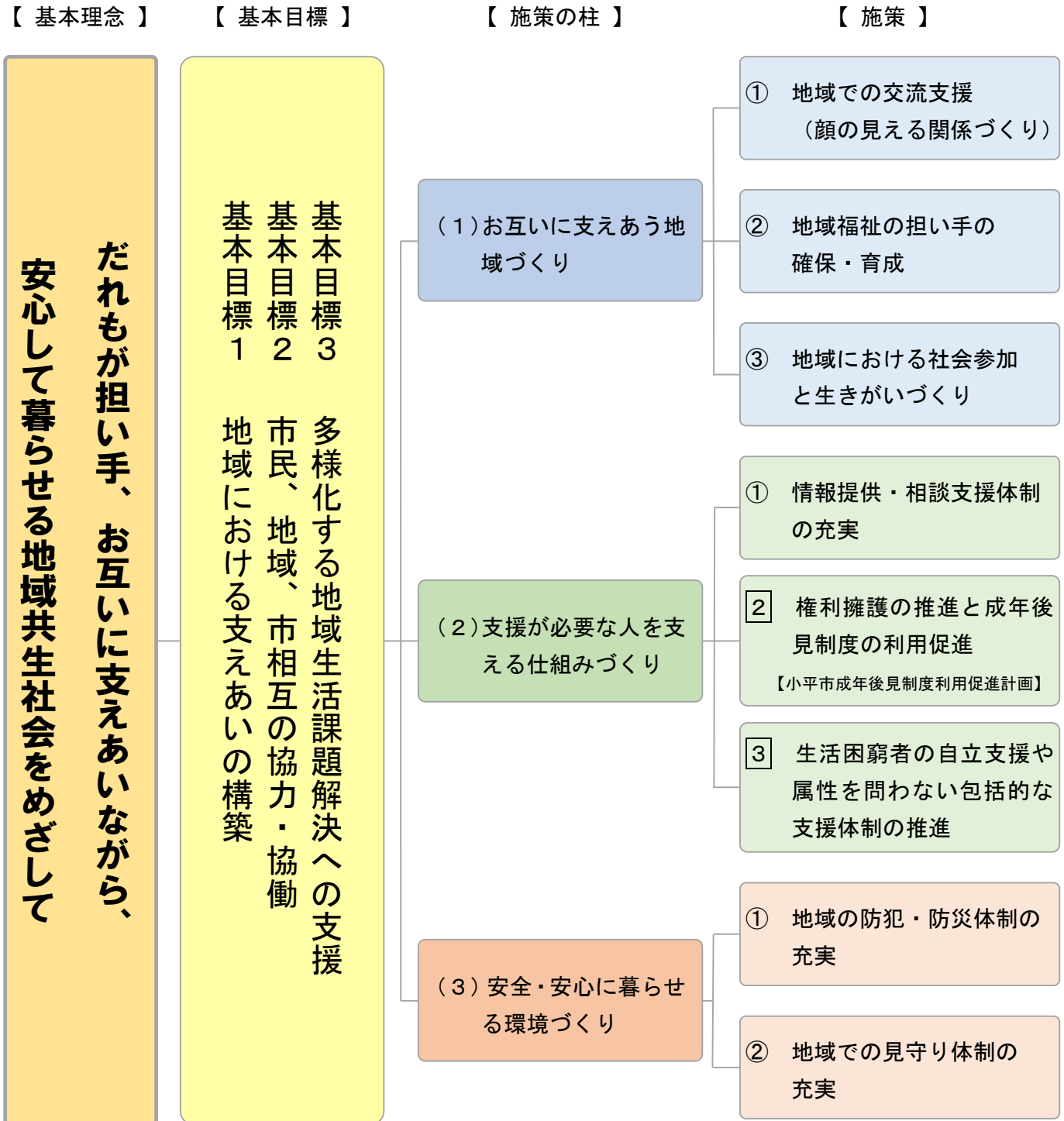
詳細▶本編 P21～23

住み慣れた地域において、誰もが尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を含めた地域福祉の推進が求められています。

本計画に小平市成年後見制度利用促進計画を包含することにより、制度を知らないことで、必要な支援が届いていない方をはじめ、一人でも多くの方が制度を知るきっかけとなることが期待できるとともに、他の施策と一体的に地域福祉を推進していきます。

小平市は、基本理念、基本目標を達成するために、3本の施策の柱に沿って、地域保健福祉に関する施策を総合的・体系的に推進します。

※□は中間見直しの主な変更点



※計画書本編には、市民、地域、行政に期待される役割を記載しており、相互に連携・協働して取り組みます。

取組 1：成年後見制度に関する体制整備と周知等を推進する

（Ⅰ）制度利用促進の中核となる機関の設置

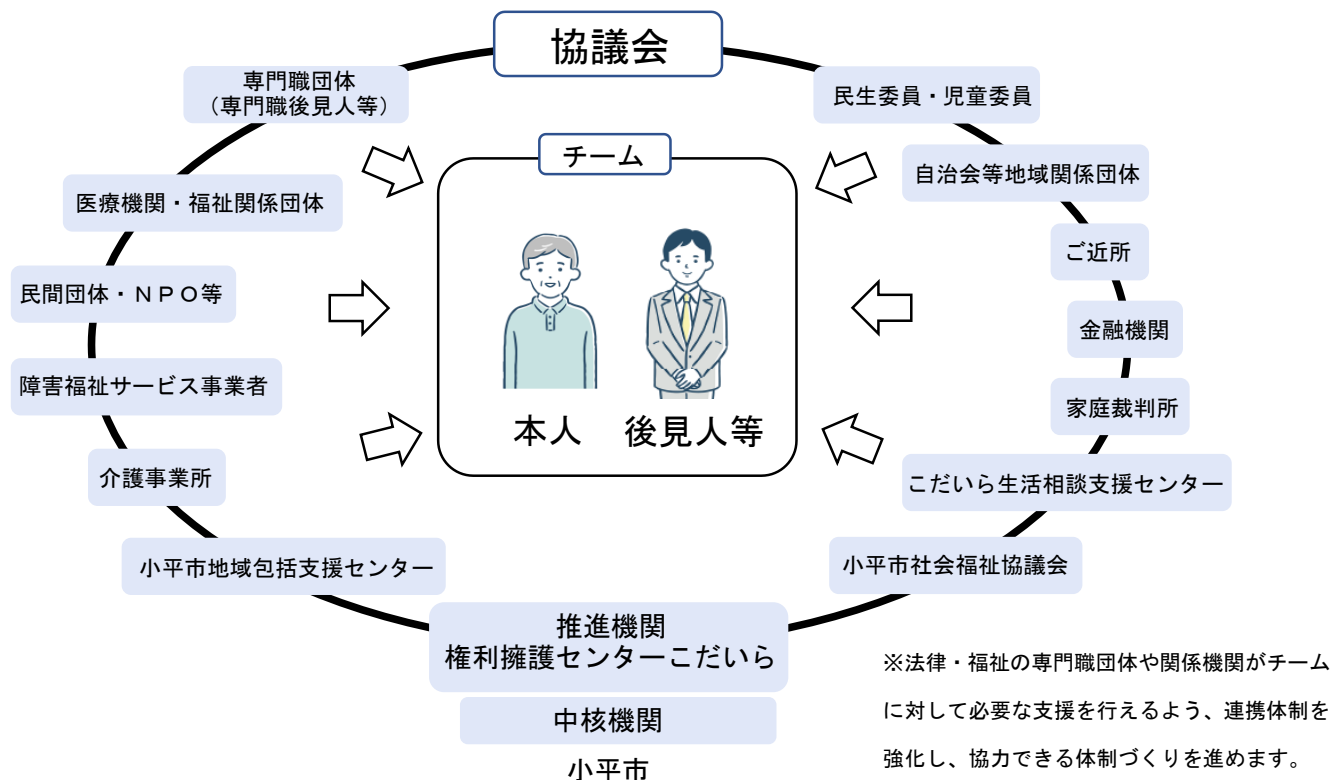
現在小平市では、成年後見制度推進機関として、権利擁護センターこだいらが、相談、支援や周知、啓発を行っています。

国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。今後は、「中核機関」や「協議会」の設置・運営に向け検討を行い、さらなる利用促進に取り組みます。

（Ⅱ）地域で連携して支えるネットワークの構築と権利擁護支援体制の整備

成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるように、地域における相談窓口を整備・周知するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを構築します。

【小平市の地域連携のネットワークのイメージ】



（Ⅲ）成年後見制度の周知・啓発

制度を正しく理解することが、制度を活用しながら地域で安心して自分らしく生活することにつながることから、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組みます。

取組 2 : 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

今後支援が必要な高齢者や障がいのある人の増加が見込まれる一方で、少子高齢化が進むことから、弁護士や司法書士等の専門職に加えて多様な成年後見制度の担い手を確保する必要があります。

（Ⅰ）社会福祉協議会等による法人後見の実施

複数の複雑な問題を抱え多面的な視点で支援が必要なケースや、後見事務の期間が長期に渡るときには、法人等が後見人となることで安定した支援が可能となる場合があります。

（Ⅱ）市民後見人の養成と支援

市民後見人は、親族でもなく、専門職でもない、同じ地域に住む市民による後見人のことです。権利擁護センターこだいらでは、近隣7市と合同で市民後見人の養成講座を実施しています。また、その後のフォローアップ講習や後見人等就任後の支援も行っています。

（Ⅲ）親族後見人等の支援

権利擁護センターこだいらでは、親族後見人連絡会を開催するなど親族後見人に対する相談・支援を行っています。

取組 3 : 権利擁護に関連する支援事業を推進する

成年後見制度だけでなく、権利擁護に関する様々な福祉サービスを推進し、適切に福祉サービスの利用ができるよう支援を行います。

（Ⅰ）地域福祉権利擁護事業等の実施

権利擁護センターこだいらでは、判断能力が不十分な人を対象に相談を受け、必要な支援につながるよう様々な機関と連携を行います。必要に応じて、地域福祉権利擁護事業の提供を行い、誰もが地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用、日常的な金銭管理などの支援を実施しています。

（Ⅱ）苦情対応機関等の設置

権利擁護センターこだいらでは、福祉サービスの利用に際しての苦情や、判断能力の不十分な人の権利擁護の相談を受け付けています。また、客観性及び公平性を確保するために、弁護士等の専門家による相談も行っています。

（Ⅲ）虐待・暴力防止の強化

高齢者や障がいのある人、子ども、配偶者等に対する虐待・暴力を防止するため、関係機関との連携を強化します。また、地域住民による見守り体制の充実に向けて虐待・暴力の早期発見防止のための普及啓発等を行います。

生活困窮者の自立支援や属性を問わない 包括的な支援体制の推進

詳細▶本編 P47～48

社会経済状況の変化に伴い、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中で、平成27（2015）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。経済的な困窮だけでなく、生活習慣をはじめ、家庭や人間関係、健康状況の問題等の様々な課題を抱える生活困窮者や、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人等を、早期に把握し、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じた適切な支援につなげます。

また、近年では、相談者本人に限らず、育児、介護、障がい、貧困など、個人・世帯が複数の生活上の問題を抱えており、複合化、複雑化したニーズへの対応が課題になっています。

これらの課題に対応するためには、これまで小平市が各分野で取り組んできた既存の仕組みや事業等を活かしつつ、分野別の相談支援と連動しながら一体的に支援を実施できる体制の整備が必要です。

①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援

の3本の柱をもとに、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、支援する重層的な支援体制を推進します。



小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】概要版

（令和5（2023）年度～8（2026）年度）

発行年月： 令和5（2023）年3月

編集・発行： 小平市 健康福祉部 生活支援課

住所： 〒187-8701

小平市小川町2丁目1,333番地

電話： 042-346-9537

F A X： 042-346-9498

電子メール： df0012@city.kodaira.lg.jp